

我孫子市地域防災計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

■ パブリックコメントの結果

我孫子市地域防災計画(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和3年12月16日から令和4年1月15日
- 2 提出人数 2名
- 3 意見総数 18件
- 4 公表場所

市民安全課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

- 5 意見公募した内容 我孫子市地域防災計画(案)(別紙参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	ページ	意見	提出された意見	意見に対する市の考え方
		理由		
1-1	1ページ 53ページ 71ページ 101ページ 109ページ	意見 理由	<p>災害対策本部や地域対策支部に女性支援を専門とする班を設置してはどうだろうか。</p> <p>各項目に、女性の参画、女性避難者への配慮が盛り込まれており、地域対策支部の構成には女性が1名は所属することが記載されている。また、避難所運営では女性専用窓口の設置も配慮事項として掲げられている。</p> <p>そこで、さらに女性の声を反映させていくため、また、女性専用窓口を開く避難所運営を後押しするため、災害対策本部や地域対策支部に女性支援を専門とする班が必要ではないかと考える。女性が過ごしやすい避難生活は、その他の人にも過ごしやすい避難生活になると思う。</p> <p>以下、参考 1ページ 総論編 計画の方針 「災害対策にあたっては、人口の高齢化等の社会変化を踏まえて要配慮者の視点にたった対策を地域と一体となって強化することや、近年の災害教訓を踏まえ男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することなどに留意する。」</p> <p>53ページ 地震対策編 避難所運営体制の整備 「検討にあたっては、女性や要配慮者等の参画を図り、さまざまなニーズや視点に対応した運営体制とすることに留意する。」</p> <p>71ページ 地震対策編 地域対策支部の構成 「支部長1、副支部長2、支部員2 合計：各支部5人 ※必ず女性が1名は所属すること。」</p> <p>109ページ 地震対策編 避難所運営体制 「運営においては、女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。」</p> <p>101ページ 地震対策編 避難所施設での女性への</p>	<p>我孫子市地域防災計画は、ご提案の通り、基本方針において、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立すること」を定めています。</p> <p>そのため、避難所運営や地域対策支部など、様々な運営体制において女性の参画を進めています。</p> <p>今後も、市では引き続き女性の参画や、女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指していきますが、限られた職員数の下で、現実的な体制の整備と、最大限の対策を実施していくため、計画原案通りの表記といたします。</p>

			<p>配慮 「運営に当たっては、避難者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性の避難者への配慮として、次の対策を行う。」 ＜女性への配慮事項＞ ア 女性専用の相談窓口 イ 女性専用のトイレ、物干し場、更衣室の設置 ウ 授乳室の設置 エ 女性専用の物資配付 オ 防犯対策</p>	
1-2	61 ページ	意見	<p>61 ページ 外国人への支援 「企画課及び市民安全課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関してボランティア団体との連携などを行う。」との記載があるが、加えて、「避難場所」を「逃げる場所」と言い換えるような「やさしい日本語」で外国人被災者に情報を伝えることも地域防災計画に盛り込んではどうだろうか。</p>	<p>個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。</p>
		理由	<p>災害時には日本人だけでなく日本にいる多くの外国人も被害を受ける。 世界には、多くの言語がある。すべての外国人に対して母語で情報を伝えることが一番理想的だが、現実的には不可能であり、多言語対応といっても対応できる言語は限定的となる。そして、通訳ボランティア等がすぐに手配できるとは限らない。 であるから、特別な語学能力を持たなくても、誰でもができる「やさしい日本語」で被災外国人に情報発信することを外国人への支援に付け加えることを提案する。</p>	
1-3	58 ページ	意見	<p>ボランティアリーダーの養成に加え、養成したボランティアリーダーと連携する体制を構築することを提案。</p>	<p>個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。</p>
		理由	<p>58 ページ ボランティアリーダーの養成 「市民安全課は、災害救援ボランティア講座の開催を支援し、市民を対象にボランティアリーダーの育成を進めるとともに、災害救援ボランティアの認定を受けた個人等を中心に、県が実施する研修会や講習会への参加をはじめ、市における研修会や総合防災訓練についても、参加協力を進める。」とあるが、ボランティアリーダーの養成に加え、養成したボランティアリーダーと市が連携する体制を構築するのはどうだろうか。</p>	
1-4	60 ページ	意見	<p>福祉避難所の利用について、市民へ詳細を周知してほしい。</p>	<p>我孫子市地域防災計画に基づき実施される、個別の施策や事業に対するご質問やご要望、または地域防災計画に関連する計画や事業等については、各担当課に直接お問い合わせいただくか、市政への手紙、メール等をご利用いただきお問い合わせいただきますようお願いいたします。 なお、福祉避難所の運営について、市では、現在「福祉避難所運営マニュアル」の策定を進めています。策定後には、広く市民の皆さんに周知を図る予定です。</p>
		理由	<p>60 ページ 要配慮者の支援 福祉避難所の利用 「一般の要配慮者については、通常の避難所に避難した後、移送を判断（トリアージ）して、福祉避難所に収容することを基本とし、集団で過ごすことが困難な障害者等については、収容する福祉避難所を事前に指定する。」とある。一般の要配慮者とそれ以外の要配慮者は避難の過程が異なることが分かったが、この点を認識していない市民が多いのではないか。すると、移送を判断されない要配慮者までもが福祉避難所に殺到してしまわないか心配である。福祉避難所の利用について、市民へ詳細を周知してほしい。</p>	

1-5	25ページ 183ページ	意見	25ページ及び183ページ 市民への周知 防災知識の普及指導に消防本部、地元の防災 NPO（災害救援ボランティア「SL」、防災士等）を指名して知識、訓練、防災会で揃える防災器具、防災計画の作り方、初動の動き方などの自分を守る方法を指導する。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、市では防災・減災対策を実施していく上で、今後も様々な団体との連携を進めていきます。
		理由	それぞれの普及媒体と担当が示されているが、市民安全課は少ない人数のため殆どできない状態、ただ書類を出すだけとなっているのではないか？実施は、ハザードマップ、消火、救出、救護、避難訓練、避難所についての説明が必要であるが行われていない。実災害から命を守るには地道な市民への、対話指導、実技・実動指導が必要である。	
1-6	26ページ	意見	26ページ 防災訓練の実施 各機関と各自治会・防災組織の連携訓練を実施する。小規模に各地で実施し、3年ですべての防災組織が参加する訓練とする。そして、中学生、高校生、大学生のマンパワーも防災組織、訓練に参加させる。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、市や地域で実施する防災訓練については、多くの住民の方が参加できるよう、様々な工夫を行い、周知・啓発に努めていきます。
		理由	各機関連携した訓練を実施する。となっているが実際は連携がない訓練を少ない参加のお年寄りに見せているのみで住民への訓練効果がすくない。また、中学生、高校生、大学生などは、災害時大きなマンパワーとなって期待される。	
1-7	29ページ	意見	29ページ 地域の人材育成の支援 専門教育を行い、市民及びあらゆる防災市民組織への消防、防災知識、実技指導を実施する。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、市では今後も広く地域で活動する人材の育成を支援していきます。
		理由	防災士、災害救援ボランティア等に支援し、専門教育をおこなっている。	
1-8	40ページ	意見	40ページ 防災拠点施設の整備 避難所への道路整備で、大型車が周回できる道路の整備が盛り込まれていない。	ご提案のありました「避難路」については、計画案44ページに記載しているため、原文通りとさせていただきます。 なお、地域防災計画に関連する計画や事業等については、各担当課に直接お問い合わせいただくか、市政への手紙、メール等をご利用いただきお問い合わせいただきますようお願いいたします。
		理由	避難所は、人の往来と避難物資、トイレ等の大型物資の搬送が多い。このため大型車の出入りも多く、日頃から避難所へ通じる道路は周回道路が必須である。	
1-9	59ページ	意見	59ページ 要配慮者の安全確保体制の整備 事前に「自主避難所」は〇〇近隣センターなどの様に示す事、避難できる時期、例えば台風の場合は、我孫子に進路が明確になり大きな被害が予想される場合は、1日前に開設する等。	市では、台風襲来時などに開設する全ての自主避難所について、要配慮者も安全に事前の避難ができるよう、福祉避難所でもある「近隣センター」を指定しています。詳細については、風水害対策編216ページをご参照ください。 自主避難所は要配慮者も含めたすべての市民の方が利用していただける避難所であることから、原文通りとさせていただきます。
		理由	現在避難体制の中で、要配慮者の「自主避難」が明記されていない。 また、自主避難は、市が自主避難所の開設を宣言したのち、自主避難できることになっているが、自主避難は、住民が自ら危険を感じた時避難するものであるため、場所のみ指定すべきである。	
1-10	15ページ	意見	15ページ 地域防災力向上のための方策 個人・家庭 ローリングストックによる10日分の備蓄（食糧・トイレ）特に水・簡易トイレの確保が必要。また、ペットを飼っている家庭はペット用の食糧・水などの備蓄が必要。	我孫子市においては、住民の方への聞き取りや、eモニターアンケートの結果からも、日頃からの食料や飲料水の備蓄については、3日分未満の方が半数近くを占めているのが現状です。 そのため、市ではまず当面の備蓄目標を3日以上とし普及啓発に努め、自助による備蓄量の底上げを図り、一定の成果があった後に、7日分を目標に推奨していくこととしています。
		理由	何故10日分か？ →千葉県は東京・埼玉・茨城県の県境が全て河川になっています。万が一全ての橋が落ちてしまったら千葉県は陸の孤島になってしまう可能性があるからです。	

1-11	47 ページ	意見	47 ページ 新しい通信手段の検討 追加検討して欲しい項目 ・アマチュア無線の社会貢献活動の活用	市では、災害情報の収集や、住民への情報伝達に係る通信手段について、様々な方法を検討しています。ご提案のありました手法についても、今後、実効性や効果、実現性などを研究していきますが、本計画案においては、原文通りといたします。
		理由	令和3年3月10日電波法施行規則の一部改正等が行われ、アマチュア無線の社会貢献活動が認められるようになりました。 よって新しい通信手段として市内のアマチュア無線家への協力を検討して欲しいと思います。市は、協力井戸と同様に協力アマチュア無線家の募集をして欲しいと思います。各自治会に無線設備を導入するより予算的にはかからないと思います。 以下、補足 47 ページ 無線従事者の確保 市職員の無線従事者が増えれば、アマチュア無線家が自宅にいても法改正により災害の経過についての交信が可能になります。また、我孫子市高野山には 439.52MHz のレピーター局があり我孫子市及び近隣（東京も可）市への交信も可能です。	
1-12	215 ページ	意見	215 ページ 避難 風水害時における避難所の開設について、住民への周知を何らかの形でお願いします。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきます。 なお、避難所の開設など、避難に関する情報について、市では「あびこハザードマップ」を作成し、全世帯に配布し周知を図っています。
		理由	我孫子市の場合、地震の福祉避難所を風水害の避難所に流用している。近隣センターなどは地震の際は福祉避難所になります。しかし、風水害の際は一般の避難所になり住民は困惑をしております。	
1-13	15 ページ	意見	15 ページ 自助（1）個人・家庭 「エ 災害発生時の安全かつ適切な行動を把握すること」を項目の先頭に持ってくる、太字にする等、命を守る行動に関する文言を目立たせる。	計画に記載の内容については、すべてが個人や家庭など「自助」で取り組んでいただきたい重要な項目であり、特段に優先順位をつけるものではありません。そのため、原文通りといたします。
		理由	第1節 計画の方針において、「市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする」、「人命が失われないことを最重視し、」とあることから、守るべき優先順位を市民が把握できるよう地域防災計画の本文にも反映させてはどうか。	
1-14		意見	応急食料の備蓄について、○自助（個人・家族、事業所、学校、福祉施設）○共助、○公助についても、食料（飲料水）については、【アルファ米、パン、クラッカー、ビスケット、麺類、サバイバルフーズ等及び水類】の記載があるが、例えば、炭水化物ばかりではなく、『平均的には、一人1日当たり2100kcal（内タンパク質 10～12%、脂肪 17%、微量栄養素等）を満足させる必要がある等と、追加記載をしてはどうだろうか、 （スフィアハンドブック2018日本語版に記載あり）	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきます。 なお、市では食料の備蓄にあたって、食料の種類や、アレルギー対応、対象となる年齢等、様々な要素を考慮し備蓄を進めています。
		理由	非常時の被災者に対する食事にある栄養は、その後のその方の人生に対しても、非常に大事である、及び気持ちの高揚に対しても、避難者が、被災時の被害のため、目先が真っ暗となったり、頭が真っ白となったりすることを、目先を少しでも明るく、少しでも前に進むようにするためや、被災後の被災（死亡）等にならないためには、おいしい料理が必要であるのではと感じます。 そのためには、最低でも、必要な栄養素が必要であるだろうし、	

			<p>・・・管理栄養士などの力を借りるようになれば、容易にできるのではないかと考えます。</p> <p>非常時からでは、準備が整わないため、平常時から準備をすれば良いと思う。また、現在の備蓄品にプラスして、カロリーやおいしさ等を追求する方法を、平常時に挑戦することが大事ではないかと考える。</p>	
1-15	143ページ	意見	<p>143 ページ 第4 し尿の処理 2.自己処理</p> <p>3.収集処理体制の確立に対して、</p> <p>2.自己処理： 住家の被害がないが断水のために、トイレが使用できない場合は、自宅トイレで簡易トイレ（便袋）を使用し対応する。</p> <p>廃棄物・し尿班（手賀沼課）は、業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて市民へ配布する。</p> <p>3.収集処理体制の確立： し尿の収集は委託業者に要請する。し尿収集が困難な場合は、県、他市町村等に応援を要請する。とあるが、</p> <p>提案ですが、</p> <p>4、具体的な収集場所への置き方を追記してほしい。例えば、</p> <p>各家庭での保管する「便袋」を、①ダンボール等に入れて、各家庭で一時（1週間～2週間）保管をし、その後に収集場所を、特定（平時に決めておく）させて、収集月日（曜日）及び時間までには、各家庭からその収集場所に搬出する、搬出された便袋入りダンボール箱は、そこに積み重ねて保管する。その後、搬送を委託された業者によって【平形トラックで】搬出する。または、② 収集場所には大きな「コンテナ」などを置くようにして、その中に便袋が入っているダンボール箱詰めを収める。以上等を平常時に、具体的な対策検討を関係者はする。等です。</p>	<p>個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。</p>
		理由	<p>可燃ごみの収集で使用する、『パッカ車』を使用すると、し尿に対する便袋が破れて、すごい臭いが発生してしまうため、被災している市民の、生きようとする気持ちをグラつかせてしまうのではないかと考える。</p> <p>少し計算すると、1か所の収集場所での住民の人数が100人とすると、家族4人とし、100人×4人×5回/日×10日×1.2Kg=24Tとなる。4Tトラックでは、5回程度の往復が必要となる。2Tトラックでは、10回程度の往復が必要である。</p> <p>○現可燃ごみ集積所のところは、狭く、一般の生活ごみと一緒に置くことが難しいと考えるので、し尿については、特別の日時を調整要す。または、し尿のゴミを保管する場所を決める事は、住民の感情も入るため、時間がかかるので、平常時に早めに検討をするべきと考える。</p>	
2-1	1ページ	意見	<p>P1 総論編 第1節 計画の方針</p> <p>第3 計画の基本方針</p> <p>なお、災害対策にあたっては、人口の高齢化等の社会変化を踏まえて要配慮者の視点にたった対策を地域と一体になって強化することや、近年の災害教訓を踏まえ男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することなどに留意する。</p> <p>とあるが、</p> <p>また、近年の災害教訓を踏まえ男女共同参画による防災体制を確立すると表現を改めてほしい。</p>	<p>我孫子市地域防災計画は、ご提案の通り、基本方針において、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立」と定めています。</p> <p>そのため、市では避難所運営や地域対策支部など、様々な運営体制において、女性の参画を進めています。</p> <p>また今後も、市では引き続き女性の参画や、女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指しており、ご意見については、市が進める施策とし</p>

		理由	女性の参画については、防災計画では必要かつ重要な事柄であることから、「男女共同参画の視点を取り入れた」という曖昧な表現ではなく、女性の一層の参画を進めて、男女共同参画による防災体制を確立するという姿勢を明確にしていきたい。	て、すでに取り組みを進めている内容であることから、原文通りの表記といたします。
2-2	17ページ	意見	p17 総論編 第4節 地域防災力の向上 第2 地域防災力向上のための方策 3、公助 「なお、防災対策の検討にあたっては、(中略) 施策等の決定過程及び防災の現場への男女共同参画の視点を取り入れることに留意するものとする。」 とあるが、 施策等の決定過程及び防災の現場での男女共同参画を進める もしくは、女性の参画を進める と表現を改めてほしい。	
		理由	「男女共同参画の視点を取り入れるとは、どういうことか曖昧な表現である。女性の参画は必要かつ重要である事から、具体的に、女性の参画、男女共同参画を進めていただきたい。	
2-3	53ページ	意見	P53 地震対策編 第2章 第8節 第1 2. 避難所運営体制の整備 (1) 避難所運営体制の検討 なお、検討にあたっては、 <u>女性や要配慮者等の参画を図り、さまざまなニーズや視点に対応した運営体制とすることに留意する。</u> とあるが、 <u>女性の参画を図り、また要配慮者や多様な人々の参画を図り、さまざまなニーズや視点に対応した運営体制とすることに留意する。</u> と表現を改めてほしい。	
		理由	女性の参画は別にし、しっかりと位置づけてほしい。さらに要配慮者「等」の等がなにを意味しているのか分かりにくい。どのような方の参画を図ろうとしているのか、明確にした方がわかりやすいのではないかと思う。	

7 内容の修正について

今回寄せられたご意見による、計画内容の修正はありません。

なお、今回公表いたしました計画(案)の一部に誤字脱字等があり、修正をしましたが、計画内容に変更が生じるものではありません。

8 担当 我孫子市役所 市民安全課 危機管理担当 TEL : 04-7185-1111 (内線 295)